

経済更生計画策定前に改善を 指摘された民俗慣行 —鎌ヶ谷村生活改善調査からの考察—

和田 健

1. はじめに—本論の目的—

本論では、農山漁村経済更生運動における「生活習俗の改善指導」が立案された過程を通し、伝承される民俗慣行への官による介入について考察したい。具体的には鎌ヶ谷村における更生計画書要項と生活改善調査の記述を通じて、村民の日常生活に何を求めたのかを検討する。

各府県、そして市町村によって、更生計画で何に立ち入ろうとしたのかに違いがあるのが、初期の経済更生運動である。そこで昭和6～8年にかけての生活改善指導立案のプロセスを確認し、伝承される民俗慣行は時代によりどう評価されたのかを考えていきたい。

筆者はこれまで茨城県の経済更生計画に記された生活習俗の改善、民俗慣行への介入について言及してきた〔和田 2021年〕。この検討のなかで感じたのは、各県により実施指針が違い、また町村により取り組み方の度合いが違うことであった。茨城県の場合、1910～20年代に記された町村是、郡是の筆致（記述の厚さ）が、昭和7年（1932年）から始まる経済更生計画の立案に影響を与えているものが多く存在した¹。本論では、まず更生計画立案の事前段階に作成された生活改善に関わる調査内容を確認し、更生計画立案にどう援用されたのかを考察したい。その上で、千葉県における立案の事例のひとつとして、鎌ヶ谷村²（現鎌ヶ谷市の一部）の更生計画策定において、いかに日常の生活を「改善」しようとしたのかについて考察したい。

2. 農山漁村経済更生運動の概要

まず対象とする農山漁村経済更生運動（以下「経済更生運動」と略して記す）の時代設定について、概要をまとめておきたい。筆者は、この運動の時代画期についての研究史的整理は別稿で行ったので、[和田 2021年 19-48頁]、ここでは本論につなぐため概要のみを記しておきたい。

経済更生運動は、1932年（昭和7年）9月よりはじまった。世界恐慌につづき昭和恐慌による農村不況と東北農村の大飢饉、養蚕業の現金収入落ち込み、大凶作による貧困化などのさまざまな社会問題が農村では起こる背景にあった時代である。そして、五・一五事件（昭和7年5月）により犬養毅首相が襲撃殺害されたことにより、政党政治が終焉を迎える。そののち元海軍大将であった齋藤實が首相につき「挙国一致内閣」を掲げ、農村の立て直しに向けて行われた官製運動であると位置づけられる。内務省主導の国民更生運動における農林省の施策。それが経済更生運動である。もとより経済更生運動は、農村の経済を立て直し、農家経営を維持、拡大させ、適切な家計管理の下、税金を遅滞なく納める農家、農村の地力を戻すことが目的である。そのなかでいかに開墾、開拓地を拡大させるか、市場にあった農作物を作るかといった観点と、そのために適切な経営管理のため農家簿記を普及させることで、各農家が資産管理をし、それをベースにして産業組合から適切な融資を受けられるようにすることが主とした目的である。加えていかに冗費の節減を行うか。日常生活習俗のなかでいかに冗費につながる陋習を廃し、「合理的な」生活のあり方を啓蒙していくか。こういった点においても経済更生運動は担っていた。つまり通俗教育（社会教育）的観点からの生活改善指導により、国家にとっての農村の「あるべき姿」が求められた運動である。

経済更生運動が始まった当初は、各府県の方針のもと、各町村がいかに実情を把握した上で更生計画を策定していくかが見受けられる。いわば「村のための更生計画」が当初の目的であり、また各県により初発に何を重点項目にしたかの違いがあるともいえる。

ただしこの更生計画は昭和12年（1937年）7月の日中戦争勃発により加

速化させた満州への分村政策と大きく関わり「国家施策のための更生計画」へと質的転換が図られる。

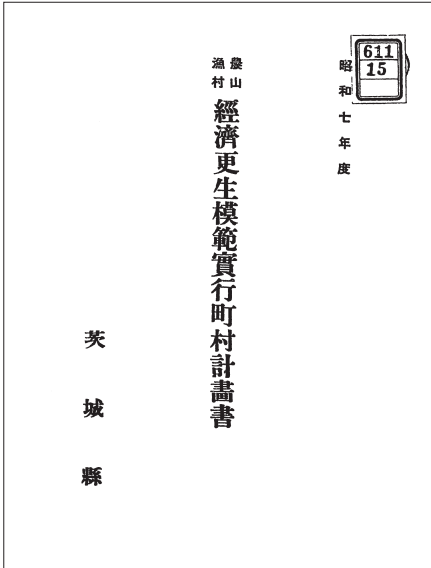
本論で対象とするのは、経済更生運動の始まりの時期に、鎌ヶ谷村における「村のための更生計画」を策定する前段階の生活改善調査を対象に考察を行いたい。そして行政が求める農村の「あるべき姿」をどう描いていたのかを考えたい。

3. 千葉県における更生計画での生活改善事項を定めていく全体像

各県単位で方針が違う初手の経済更生計画方針—茨城県の場合— 経済更生運動は、農村、農家の経営を立て直し、生産収益を上げ、経済力を高めていくことが目的である。国家的な施策とはいえ、各更生指定町村更生計画策定においては、各県により実施方針に違いがある。したがって各県の昭和7年度更生計画書関係資料を見てみると、全国一律なものではないことが推定される。本論では、すでに筆者が記した茨城県の特徴と比較しながら、隣県である千葉県との違いについて、まずは触れておきたい [和田 2021年 33-43頁]。

茨城県の場合、昭和7年に更生指定された町村は、38町村である。14あった郡域から2～3の町村を抽出して指定している。この指定の背景は、茨城県が昭和6年度に営農指定団地形成の拠点とした5ヶ所を軸に指定し、そして各郡から数的バランスを考えて初年度更生指定を決めている。まず隣保共助を基盤としながらも、栽培方法の指導、共同販売制度の実践を県主導で先に進めている町村を指定し、その上で各郡域のバランスを取った指定である。つまり結果が出やすい事前の取り組みが進んでいる町村そして県域の各郡のバランスを考えて、偏りなく指定をして始めようとした指針である。

そして各町村の更生計画書も記述に濃淡がある。茨城県経済部がまとめた『昭和7年度 農山漁村経済更生模範実行町村計画書』には各町村の更生計画書抄録が収録されている³。この計画書においては、詳しく実施計画を記しているものと、形式だけのものなどバラバラである。これは各町村が1910～20年代に策定した町村是の仕上がりにより記述の具体性も変わって



茨城県経済部は昭和7～12年度まで、各年度ごとに新規指定した町村の更生計画書を取りまとめている。

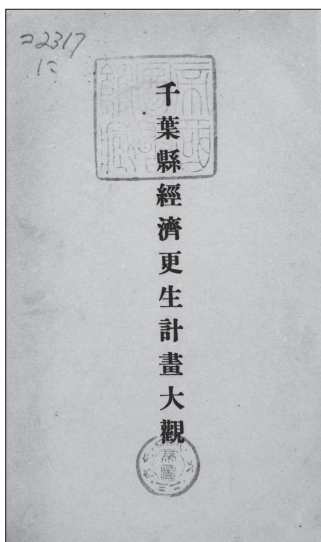
(茨城県立歴史館所蔵)

(写真1) 『昭和七年度農山漁村経済更生模範実行町村計画書 (茨城県経済部)』

くる。茨城県の場合、町村是の策定においては当時の県知事坂仲輔により、全県網羅的に行われており、その内容を下敷きにしたがらの更生計画書は記述が厚い⁴。まずは茨城県の場合、昭和7年度初年度に、県内すべての町村を更生指定しなかった、そして更生計画書も各町村でできあがりに差があることは確認しておきたい⁵。

いずれにしても内務省そして農林省の方針を、各県の内務部（茨城県は経済部）が、重点事項をどこに置いたかにより初手の方針が違うといえる。

『千葉県経済更生計画大全』の行政刊行物としての位置づけでは千葉県はどうであったか。経済更生運動初年度の全体像が見える『千葉県経済更生大全』（以下「大全」と記す）から考えたい。千葉県における初手の方針は、全町村340を更生指定してすすめるというものであった。全町村の経済更生計画の概要を集約したのが「大全」である。先述した茨城県の初年度更生指定は38町村と比べて全県域網羅型の方針である⁶。県は「県民の総動員」（「大全」5頁）という意気込みを示しているが、具体的な計画立案については、



「大観」は前編と後編に分かれ、前編では県で行う更生計画の方針を示した資料を収録、後編では県下全町村が示した経済更生計画要項を収録している。要項であるので、各町村が立案した計画の詳細は記されていない。

(国立国会図書館デジタルライブラリーより)

(写真2) 『千葉県経済更生計画大観』(昭和8年度 千葉県内務部)

各町村の個別裁量に重きが置かれており、計画立案のために各町村が実施する事前調査資料をもとに立てていくことになる。特に民俗慣行が関わる生活改善において、「市町村の自主的立場より夫々実態調査をなし、其の実際に適合すべき方途を考究したので之に基づく「申合せ」又は「規約」は相互の精神的結合を密にするものがあつた。特に之が実施に方りては更生祭を行ひ全村民鎮守の神前集ひて其の貫徹を誓ふ等」(「大全」8頁)と記されており、これまでに実施されてきた各集落、村による申し合わせ、規約を生かしながら、それを徹底させていく方針を示し、更生祭と呼ばれる各町村での取り組みを表象化する場を設けることで、成果を可視化していく道筋を示している。

茨城県は、各町村計画に5ヶ年の数値目標設定が明確に記されており、到達見込みが(いかに節約したかいかに増産したかが)記されているが、千葉県の「大全」は各町村が掲げる目標の概要を簡条書きにされているにとどめられている。「大全」は、千葉県全体の更生計画策定に関するフレームを示している行政刊行物と位置づけられる。

千葉県経済更生統制計画要目に見られる生活改善の記述 「大全」は前編と後編に分かれており、後編が先述した市町村の取り組み内容を簡潔に記したものである。前編は政府、県の事業目的に関わる議会の記録や県の指導方針などを掲載している。その中で「千葉県経済更生統制計画要目」（以下「要目」と略す）があり、7つの目標設定の項目分類が記されている。これをもとに各市町村は具体的に経済更生計画を立てていくための方針といえる。7つの目標を記すと「第一 人心の作興」「第二 町村経済更生計画の指導統制」「第三 経済自治の徹底」「第四 産業の振興」「第五 産業組合及金融」「第六 農村負債の整理」「第七 生活改善」である。いわゆる民俗慣行に立ち入りながら生活の改善を求める内容は第七になる。生活改善の指針は以下のように3つの中項目に分けて、詳細を記している。

第七 生活改善

一 消費経済の合理化

- (イ) 生活改善大綱の作成
- (ロ) 生活改善模範事例の刊行
- (ハ) 生活改善座談会打合せ等の開催
- (ニ) 消費経済指導講習会の開催
- (ホ) 予算生活の現金買の実行奨励
- (ヘ) 節酒節煙の奨励
- (ト) 購買に付産業組合利用の奨励

二 各種弊風矯正

- (イ) 「結婚改善標準」及「葬儀改善標準」の作製
- (ロ) 二重生活の打破勸奨
- (ハ) 時間の励行の勸奨
- (ニ) 社交儀礼改善勸奨
- (ホ) 迷信打破の勸奨
- (ヘ) 各種行事改善の勸奨

三 農山漁村娯楽の改善

- 郷土本位の健全なる娯楽の選定勸奨

〔大全〕62-63頁)

要目の特徴としては、市町村民に対して守るべき内容を明文化し可視化させる方針を示している。「一 消費生活の合理化」のイ)とロ)および「二 各種弊風矯正」のイ)がそれに該当する。もう一点は、町村民が集まる場を設け、更生計画の進捗を意識させる場を作ることである。一のイ)および「三 農山漁村娯楽の改善」の「郷土本位の健全なる娯楽の選定勸奨」がそれにあたる。会合、講習会の場は婦人会、青年団などの組織の集まりにおいて行われる、あるいはもとよりある講の集まりを活用して行うものなどである。

全体的には、日常の民俗慣行を緩やかに自主的な改善を促そうとする「勸奨」ということばが使われており、官側の強制的なものではなく、自主的な改善を求める雰囲気を持たせているところである。民俗慣行への介入は、生活改善という方針のもと、町村民相互の相互監視的な要素を強く持たせて、守らせる方針を立てていくことが求められているといえる。

4. 鎌ヶ谷村における更生計画立案前の調査

〔鎌ヶ谷村更生計画要項〕の生活改善 では「大全」に収録された、鎌ヶ谷村の経済更生要項に記された生活改善方針はどういうものであったか。要項の構成をまず示すと6つの大項目が記されており、「一、教化宣伝」「二、基本調査」「三、日計簿の備付」「四、負債整理計画」「五、堆肥の製造奨励」そして「六、生活改善」である。その生活改善には5つの中項目が箇条書きで記されている。

- イ、集会、訪問其の他総て時間を厳守すること
- ロ、貯蓄心を喚起せしめ不時の用意に備へしむること
- ハ、生活は総て質素を旨とすること
- ニ、冠婚葬祭は質素簡略を旨とすること
- ホ、災害予防に留意し、特に火災予防に就ては一層注意すること

と記されている。要項末に「具体的計画は審議中」とあり、要項を県に提出する段階での詳細な更生計画書策定前の調査であることはうかがえる。しかしこの5つの中項目を立てるベースになった事前調査がある。その調査内容と「大全」に収録された鎌ヶ谷村の要項との関わりを検討したい。

〔昭和六年八月 生活改善に関する調査〕(鎌ヶ谷村役場) 更生計画書策定に先駆けて、町村内の農地面積、農産物販売額、肥料調達支出そして冠婚葬祭に掛かる経費の数的調査が実施されている。更生運動の始まる前年、昭和6年8月に千葉県内務部から各町村に生活改善調査が指示されている。鎌ヶ谷村もこの生活改善調査を行って報告書をまとめている。生活改善事項についてはやや総論的印象ではあるが、衣食住、社交儀礼に関わる改善への言及とともに、報告書の執筆者が、弊習と認めるものについては、改善に言及している。これを調査報告書を下敷きにして、翌年の更生計画で生活改善指導に結びつけていったと思われる。

全体の構成として

- 一、衣食住に関する事項
- 二、社交儀礼及諸会合に関する事項
- 三、旧慣及地方風習に関する事項

の3つの項目に分けて調査の記録をしている。ではどのような生活改善指導を村役場が明記したか、整理していきたい。なお以下適宜「報告書」と記す。

衣食住に関する事項 まず衣については男女に分けて言及している。「男性は日常の常服を洋服型にすべし」としながら「尤も農家の労働服は従来の筒袖、股引、地下足袋等軽便なる点に於ては洋服に優るとも劣らない」と述べている。この時期男女問わず洋服の着用は、都市部中心に奨励されるが、農村部である鎌ヶ谷村においては従来の着衣で合理的であるという記述である⁸。

女性も労働着は今までのものとして日常の常服は洋服を奨励しているが「その常服に幾分の改善を加ふべく、其の形態につきても多少の考案あるも、未だ完全なりと確信し能わざるに因り、今之を省く」としている。これは村内でモンペの普及を図っていたこととも関わる。この時期より「モンペの普及のための講習会が開かれ、急速に使用されるようになった」〔鎌ヶ谷

市教育委員会篇 2003年 28頁 402-410頁]とあり、野良着含めて洋服の普及奨励を述べながらも、日常の効率的な作業着でよいのではないかという書き方である。基本的には男女ともに洋服の奨励にふれながらも、より労働にあうモンベの普及に言及している。

食については、「当地方の農家の常食は麦飯（米麦混合飯）を主とし、副食物としては多くは自家の生産する野菜を摂り、間々肉類其の他の物を淆ふるを以て普通とす」と記し、贅沢に走っていない食生活を評価しながらも、衛生思想、料理法そして食事を楽しむことを涵養することを指摘している。「農家の婦女子にはより多く衛生思想と料理法の知識とを得させしめ、…食膳に就くことを楽しましむる技術を養成することを肝要なりと思惟する。」と記されている。

住については、窓のない寝間、家屋は茅葺きが多く火災面の懸念があり、衛生面の問題が大きいと記されている。「要するに農村の家屋は数世紀以来ひとつも改良を加えず旧来の建築法を墨守し来たり、経済を考慮せず衛生に留意せず火防の用意周到ならず、是を以て時代に適合すべく速やかに改善を要する点多々あるを認む。」と記し、時代に合ったかたちで住環境を変えていく必要があると述べている。

衣食住それぞれ、「報告書」執筆者の観点から見ても、この当時の生活改善事情（衣類は、洋装にして軽装を図り、また衣食住ともに衛生環境を守る）を意識しながらも、農村を生業としている村の事情に即した内容の指摘といえる。

その上で衣食住の改善を進めていく対策として、主婦会を組織し「講習、講話に依り大に夫人の知識を啓発し其の技能を増進せしめ、生活改善の觀念を旺盛ならしめ」るよう記している。また住環境に関しては、新築、改築の時は「町村役場に届出しめ、其の構造設計に就ては現代の文化生活と職業と関係とを斟酌稽考して、最も適當なる建物たらしむべく注意をあたえ指導」することで、住環境の改善をしていく具体的な道筋を示している。

社交儀礼及諸会合に関する事項 社交儀礼と諸会合に関する大項目では3つの中項目に分けて記されている。ひとつは「弊害ありと認むる事項」ふたつは「之れが改善に就て実行しつある事項及実績」みつめが「旧慣

及地方風習に関する事項」である。ひとつずつ中項目で何を指摘しているか見ていきたい。

「弊害」については、ひとつめの中項目で、社交儀礼において、虚飾虚礼を慎むことを記している。この当時都市部においては、人情は軽薄となり、虚栄心がますます濃厚になっていくことを言及した上で、本村のような農村部においても、そのような傾向が見られることを指摘している。そして「虚礼・虚飾にと止まらず、狂騒邁進して偽礼、偽飾となる、偽礼、偽飾は利用せられて排他利己の運動となり、栄達速進の活躍となる」ことを目的として、冗費を競うような利己的な行動については、現状においても本村で見受けられることを記している。ここでいう虚飾、虚礼に関わる冗費というのは、財閥など社会的に優位な立場にある人物のもとに出入りして、自らの野心を果たすためには、礼物、陣中見舞いなどといった貢ぎ物をするを指している。収賄、汚職といったことにつながる儀礼的行為について、「弊害」として存在することを指摘している。

ふたつめの中項目で記された「諸会合」について、特に男女の会合う場について言及している。まずは「農村には幸にも、未だ都会に行わるる如き男女混交の如何わしき各種会合の行われざる」と、都会と比べて男女混交の会合は行われていないという自己評価をしているが、それでも若い男女は、お互い気の合う相手を見つけることを第一にして自らの父母などの家族の干渉を聞き入れない風潮があるとしている。ここで「古来男女間の交際は極めて厳格、純潔にして、所謂男女七歳にして席を分つ教計を信条として来りたる我国に在りては」肉体的欲求を中心に考えることは避けるべきであると述べている。

その上で「若し男女混合の会合をして我が村の如き僻地陬邑に行わしめんか、都会のそれよりも猶一層甚だしかるべし、故に斯る会合の開催を防止するに努むることは最も肝要なりとす」としている。男女の出会いの場について、自由な恋愛が起こりうる場の抑制について述べている。そのような場のひとつとして捉えられる、東葛印旛大師講の民俗慣行への懸念にふれているが、こちらは後ほど記したい。

男女の出会いの場があり、相互の恋愛的意思を確認しあう場に対する風潮

への懸念は、先述した『生活改善の栞』でも、同様なことを記している⁹。自由な男女間の恋愛のきっかけに対するの官側の評価であるが、このような考え方はいつの時代もあるのかもしれない。

会合における弊害をなくすため、時間を守ること（時間の確守励行）が記されている。「猶当地方に行わるる諸会合にして弊害と認むべきは、出席時刻又は開会時刻の予定時刻（告知したる時刻）甚だしく遅るること其の一なり」とあり、時分認識の欠如を正そうというものである。このことはこの時代の生活改善に関わる指摘では必ずふれられている。また会合で時間を守ることについては「毎年六月十日の時の記念日に於て、その改善を鼓吹（舞）促進せざるべからず」として、意識の変革を求めている。ただし具体的な確守方法にはふれてはいない¹⁰。

また会合の目的についても主要目的があるのにもかかわらず、飲食が伴い、そちらが主であることを遺憾であるとしている。

日常生活における社交儀礼、会合での弊害と認める指摘は、男女の出会いの場、会合の始まる時間に遅れて出席することそして会合には飲食が伴い、むしろそちらが主になっていることを改善すべきと指摘している。

規約申し合わせによる生活改善事項確守の可視化 衣食住、会合などに見られる改めるべきことについて指摘したのちに、生活改善について実行しつつある事項と実績について記している。昭和4年（1929年）の農村不況において、その救済の道を開くために、本村では、各区長に旧慣にあたる内容を調査させて質素緊縮を旨とする改善事項を申し合わせ作成し、各戸に配布、各家で見やすいところに貼付実行を促している。この成果について「これが為めに本村内の某豪家の如きは、葬儀に当りて節約を得たる費用の幾分を以て小学校の備品費に一百円、其の部落の寺院に修繕費として一百円、同在郷軍人会・青年団に各五十円、合計三百円を寄付せられたるは頗る美挙にして、申合わせ規約の効果亦顕著なり」として「一大欣快事」と評価している。ただし、まだ規約は不十分であるとして、今後より強化していくことも記されている。

節約を促す冠婚葬祭の取り決めについては、印刷物として可視化しても、旧慣を変えることがなかなか難しい側面もある。そのため、申し合わせ規約

の改訂をすすめ、さらに人の目にふれるところに貼り付け、規約を守ることについて約束をする家長の捺印のある宣誓書の提出を促すという流れも出てくる。この段階で本村はそこまで進めたことを言及していないが、冗費をなくす目的で生活改善事項を可視化していく流れは、経済更生運動を実施していくなかで、緩やかな民俗慣行への介在へとつながっていくことがうかがえる¹¹。

旧慣及地方風習に関する事項 3つめの大項目では、旧慣に関わる「弊風」について具体的に指摘している。この大項目の下に「一、弊害と認むる事由」「二、現に之が改善を實行しつつある事例及其の実績を知るに足る資料」「三、将来の改善方法」「四、更めて特記すべきことなし」「五、生活改善実施に関する意見及希望」の5つの中項目に分かれている。二、三、四については、文面は「特記すべきことなし」とのみ記され、一と五については詳述している。まずは一で記された「弊害と認める事由」について整理していきたい。ひとつは部落ごとにさらに細分化された組合の運営実態についての指摘である。組合は、冠婚葬祭及び災害などの火急の事態が生じたとき、各戸から1～2名が出て炊飯や復旧のための雑務などを行う相互扶助の単位でもある。この組合の規模は、本村では小さい組合でも十戸以上、大きい組合だと数十戸にもなる。その組合で集まって行う相互扶助の場では、例えば冠婚葬祭の手伝いについて、組合の家々が集約的に手伝いをするのではなく、飲食をする接待的な集まりの場になっていると指摘する。そして「行事費中全然行事そのもののために要したる経費よりも、むしろ行事の応援として集合せる組合の酒食に要したる金額を以て大部分となりとす」。つまり組合による活動は、本来の相互扶助としての目的より、飲食の接待による冗費に問題があると指摘している。

そして「固より隣保共助の主旨より出でたる旧慣なるべしと雖とも、何時しか根本の精神を遺して、此の野卑鄙劣なる習俗を馴致したるものならん、今は其の弊害に堪へず、速やかに之れを改善して本旨の美風に立ち還らしめざるべからず」と指摘し、隣保共助の本来的なあり方に立ち返るべきであるとしている。もとより冠婚葬祭に伴う酒食経費がかかる、つまり交際費的な支出への指摘は多く、のちに経済更生計画書を立案するときにもこの点は多

くの町村で述べられている¹²。

また「婚礼に長夜の飲をなし、葬儀に撒き銭をなすこと等は、第一に改廃を要する当地方の弊習なり」と指摘し、婚礼式の時間が長く日を重ねて行うことや、葬儀で撒き銭をすることを弊習としてやめるべきであるとしている。その後それらを実践するために、経済更生計画では、各家単位で家計調査を行い、交際費の実態を把握させて、冗費節減の目標設定を記している。

大師送り（東葛・印旛大師講） 旧慣および地方風習に関する批判的な指摘をしているものに、大師送り（東葛・印旛大師講）があげられる。東葛・印旛大師講は、立野晃氏の報告によると、成立は文政5年（1822年）で、千葉県北西部（下総地方）を中心としたミニチュア版の四国八十八カ所の巡礼、巡礼講である。大師送りの信仰は拡大し、巡礼者が多くなったこともあり、各大師堂などを巡っていく際には、宿、^{ちゆうじき}昼食の制度で運営されるものに変わっていく。宿での接待は盛大に運営されるところにおいて、飲食による冗費そして男女の出会いの場となり、そして風俗の乱れにつながっていると指摘している。

「毎年春季に於て五日間老幼男女入り交り、各所の大師堂を巡拝し、通過する町村より提供せらる、振舞酒に酔い痴れて、道々訛み声高く唱歌しつつ隊をなして嘲戯れ行く、昼食及宿泊は念々順番を定め、当番の町村は無償之れを饗応迎引す、而して昼食所・宿泊所に於ける醜態特に甚しく、荒酔乱舞、遂には男女相擁して風教上言うべからざる非行を取えてするに至る、是非共改善否殲滅を図らざるべからず」¹³。（傍線は筆者による）

宿ではご詠歌を詠う若い男衆であるご詠歌連が人気であり、巡礼で迎える宿では饗応の準備をすることで功德が得られるといったことから、無償での準備を行われていた。饗応の冗費に加えて、男女入り乱れての風紀上の問題を徹底的になくすべきであると断じている¹⁴。

こういった指摘の前から、大師送りの運営に関わる講仲間のなかでも、その現状を問題としており、明治29年（1896年）「大師送り改良心得」そして

大正4年(1915年)「准四国八十八ヶ所霊場村々大師講世話人連名組合台帳」においても、年々参詣の人々も多くなり、昼食の準備に難渋することもあり、可能な限り拡大せずに儉約をして行う旨が記されている。そのような記載があるにもかかわらず、昼食の饗応は風紀上の問題として指摘されていることが、昭和6年(1930年)「報告書」の指摘からも見てとることができる。

5. まとめ—官側の示す生活改善事項と現実に伝承される民俗慣行の交差—

本論では、千葉県における更生計画立案の初手を考察するために「大全」の内容をまとめ、そしてその中に収録されている鎌ヶ谷村の更生計画要項立案に先立って、生活を改善すべき民俗慣行について触れた「報告書」との関係性について言及した。以下のその特徴を総括したい。

「大全」に記された千葉県更生計画の立案方針は、すべての町村で実行する指示を出している全県網羅型である。隣県の茨城県は、営農団地先進町村と各郡が偏りのないよう2町村前後を指定しているモデル展開型である。モデル展開型は、まず昭和7年度である初年度に好成績があげられる見込みのあるところの取り組みをもとに隣町村に波及させていくねらいである。それに対して千葉県の場合、県全体の取り組みとしてははじめたことがうかがえる。

「大全」に収録された鎌ヶ谷村の要項は簡素な筆致で、特に生活改善事項については、時間を守ることや質素にすることなど具体的な取り組み方法にはふれていないが、「災害予防に留意し、特に火災予防に就ては一層注意すること」については具体的な指摘である。「報告書」において住環境の生活改善事項において、窓のない寝間や茅葺きによる火災の懸念を指摘し、衛生面に留意していない現状を指摘した上で、古い住宅建築の慣習にとらわれない、時代に合った建て方を考えるべきであると指摘している。要項における住宅改善についての言及は、鎌ヶ谷村が防災的観点に留意した経済更生計画の重要な項目として捉えられていたといえる。

また要項における質素については、日常生活そして冠婚葬祭についても言

及しているが、「報告書」においては、諸会合での無駄な酒食の準備、婚儀や葬儀の隣保共助においては、十分な手伝いをしないにもかかわらず酒食を目的としている姿を指摘している。また東葛・印旛大師講（大師送り）における宿、昼食の運営において接待の経費が拡大し、また男女交際の風紀上のあり方についても指摘している。

また冗費の節減においては、婚儀の長時間にわたる酒宴、葬儀の際の撒き銭をやめるなど、具体的に弊習として指摘している。

衣服に関する現状評価と今後の取り組みを見ると、この当時、都市部では洋服に変えることを生活改善同盟会などは奨励しているが、鎌ヶ谷村の生業状況を見て、合理的な衣服の改善内容を述べている。

総じて、鎌ヶ谷村の生活改善に関する「報告書」は、現状の分析をもとに無理のない具体的な改善のあり方を示しているものといえる。しかしながら東葛・印旛大師講のような巡礼講への批判を冗費と風紀の面から指摘しているが、長く民俗慣行として伝承されていることへの改善は、強く批判しているが実効性はあまり具体的ではない指摘にとどまっていると捉えることができる。

このように経済更生計画においては、立案の前に、生活改善に関わる調査にとどまらず、負債、納税状況を調べ農家経営の実態を把握し、諸会合組織の現状などを捉えた上で立案されていく。

鎌ヶ谷村の報告書は、民俗慣行に対する官側の分析と批判といえる。今後具体的にどのような改善の取り組み過程に至ったか。更生計画策定以後について検討することを、課題として記しておきたい。

（謝辞）

本論は、筆者が令和4年度鎌ヶ谷市郷土資料館主催「郷土資料館セミナー」（令和5年1月8日）で発表した際の内容を下敷きに記したものである。セミナーでの発表準備においては鎌ヶ谷市郷土資料館の立野晃氏に、資料の存在や鎌ヶ谷村の民俗的諸事例について、さまざまなご教示をいただき、ご高配賜った。ここに感謝の意を表したい。

【参考文献】

- 鎌ヶ谷市教育委員会編『鎌ヶ谷市史 別巻』2003年 鎌ヶ谷市
鎌ヶ谷市教育委員会『鎌ヶ谷市史 資料編 4下(近・現代Ⅱ)』2013年 鎌ヶ谷市
小倉博「〈史料紹介〉東葛・印旛大師講の組合台帳」(鎌ヶ谷市郷土資料館編『鎌ヶ谷市史研究』第3号 鎌ヶ谷市教育委員会 1990年)
鎌ヶ谷市郷土資料館編・発行『東葛・印旛大師講』1990年
生活改善同盟会編・発行『生活改善の栞』1924年
常澄村史編纂委員会編・発行『常澄村史』1989年
和田健『経済更生運動と民俗 1930年代の官製運動における介在と変容』2021年
七月社

【註】

- 1 茨城県の場合、各町村が1910～20年代に編纂された町村是をもとに、経済更生計画書を立案したであろう痕跡が見て取れる。町村是は各町村により記述の分厚さに違いがあり、たとえば東茨城郡下大野村(現水戸市)は昭和9年(1934年)に新規更生村に指定されているが、大正6年(1917年)にまとめられた『東茨城郡下大野村村是』にむらの立て直しに関わる記述が分厚く、村是を生かした更生計画書になっている。
- 2 本論で対象とする「鎌ヶ谷村」は明治22年町村制施行によりできた行政村を対象として表記する。
- 3 更生計画書は各町村経済更生委員会により策定され、県の経済更生委員会の指導を受けた上で最終版になる。更生計画書は各町村委員会が「総務部」「経済部」「経営部」「生活改善部(あるいは社会教化部)」に分かれての分担執筆が多い。総務部は計画全体に関わることで地理的社会的条件をもとにした計画の全体像を記す。経済部は、売れ筋の農産物は何か等をもとにした流通に関わる提案が主である。経営部は開墾、開拓や米麦野菜などの効率的な作付けの提案などが主である。そして生活改善部は、冠婚葬祭、日常生活における冗費の削減など節約の奨励が主となる。
- 4 註1で述べた『茨城県東茨城郡下大野村村是』では、村民の啓発をする講習

の場として、村内既存の団体、講集団がどれくらい存在しているかを調査し、それを生かした活動をするべきであるとしており、その方法を使って、昭和9年（1934年）更生計画書では、啓発活動の具体的実施方法が記されている [和田 2021年 126-128頁]。

- 5 十分な精査まで行き着いていないが、広島県における昭和7年度更生計画書の場合、ほぼすべての更生計画書の冒頭は便所の改善、水回りの衛生に関する生活改善指導を記している。昭和7年度最初の段階では、各県それぞれの方針に個性があり、全国的に統一された様式ではない。
- 6 茨城県は年度ごとに段階的に新規に、昭和8年度38、昭和9年度38、昭和10年度20、昭和11年度14、昭和12年度14町村を更生指定している。多くの町村の更生計画を奨励するよりも明確な目標の下に、郡ごとにモデルケースの町村を作る方針で進められていると考えられる。
- 7 なお引用する原文においては括弧付きで示し、カタカナ表記はひらがな表記にして記していく。
- 8 大正末から昭和に入る時代に、生活改善同盟会によって『生活改善の栞』が刊行されている。いわゆる生活改善運動の流れのなかで行われた通俗教育（社会教育）活動において、男子服も婦人服も洋服にしていくことを奨励している。「漸次洋式に改めてしまいたい」と記され、その大きな理由は男子服の場合、おもに事務職においては軽装な洋装をすすめている [生活改善同盟会編 1924年 54頁]。
- 9 『生活改善の栞』では、婚約の前後には両親その他の監督の下、互いに相手を知る機会を多く持つようにと記している。相手のことをよくわからずに結婚するのは、そのあとお互いのことを知らないが為に不幸がおこるので、なるべく会う機会を持つようにし、しかし、「忌まわしい過失」を起こさないために、念のために両親はじめ年長者の監督の下交際すべき旨記されている。非常に現実感のない男女交際に関する指摘ではあるが、裏返せば、この時代における、自由な恋愛関係がおこりうる状況を戒めようとしたものであるといえる [生活改善同盟会編・発行 1924年 4頁]。
- 10 例えば具体的な時間の確守方法として「時報機の設置」「部落集会は太鼓を以て定時三十分用意を報ず」（茨城県東茨城郡長岡村）、また寺の鐘を利用して「起床時刻、昼食用意時刻、中食時刻、作業終了時刻」を村民に知らせる（茨城県北相馬郡大野村） [和田 2021年 53-54頁] を指摘している経済更生計画書もある。

- 11 例えば規約に書かれた実行事項について「印刷に付し置き各個人は所要枚数を委員より交付を受け親戚等に配布し置くこと」（茨城県東茨城郡下大野村）と記し、手広く配布して生活改善事項の共有を可視化していく村もある〔和田 2021年 106頁〕。
- 12 冠婚葬祭互助組織で手伝い人がまったく働かないにもかかわらず、当家がその手伝い人に返礼をすることの無駄については、茨城県各町村の多くの更生計画書でも記されている。例えば「葬儀は相互の義務なれば必要に応じ手伝い人を制限し献身的に努め可及的多数を要せざる要注意すること（俗に鍋かけすと云う習慣を廃すこと）」（茨城県東茨城郡石塚町）と記されている。石塚町では組合の人たちが全員冠婚葬祭の手伝いに出て、当家の家で酒食をする「鍋かけす」、つまり自分の家のかまどの火を使うと穢れが生じると云うことで大勢が手伝い人になる民俗慣行があり、そのことを指摘している〔和田 2021年 74-75頁〕。
- 13 なお大師送り（東葛・印旛大師講）の詳細は〔鎌ヶ谷市郷土資料館編・発行 1990年〕および小倉博による史料紹介に詳しい〔小倉 1990年〕。
- 14 ご詠歌連の中で目当てとなる若い男性を宿ごとに、若い女性が追いかけることも多く見受けられ、「エロ大師」と陰でいわれることもあったようである。若い男女の出会いの場となっていたことも、大師送り巡礼講の民俗慣行的側面であったといえる。